

第26回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 4年 7月25日 (月曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|--|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 53号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 1件 |
| 第 5 | 報告第 54号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 4件 |
| 第 6 | 報告第 55号 農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて | 1件 |
| 第 7 | 議案第146号 現況証明願について | 4件 |
| 第 8 | 議案第147号 農業振興地域整備計画の変更について | 3件 |
| 第 9 | 議案第148号 農地法第4条の規定による許可申請について | 3件 |
| 第10 | 議案第149号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第11 | 議案第150号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 16件 |

○出席委員 (15名)

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 佐藤 松喜 君 | 2番 舟山 珠代 君 | 3番 高橋 政寿 君 |
| 4番 笛木 眞一 君 | 5番 嶋中 勝 君 | 6番 津野 斉 君 |
| 7番 佐瀬日出夫 君 | 8番 熊谷 英二 君 | 9番 澁谷 洋 君 |
| 10番 渡邊 裕義 君 | 11番 高松 俊男 君 | 12番 甲斐やす子 君 |
| 13番 平山 正志 君 | 15番 森田 享子 君 | 16番 佐藤 徳市 君 |

○議事参与の制限を受けた委員 (0名)

○欠席委員 (1名)

- 14番 小野寺典男 君

○その他出席者

- | | |
|--------------|-------------|
| 事務局長 村山 尚 君 | 振興係長 和田千春 君 |
| 農地係長 小幡 裕也 君 | 主 任 大河原 広 君 |

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 只今から第26回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は15名、欠席1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

10番・渡邊君 11番・高松君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第26回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第53号

○会長(佐藤徳市君) 日程第4。報告第53号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

報告第53号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり 1 件となっております。

番号 1

あっせん申出者、●●●● ●●●●さん

申出面積 7.9 h a

指名年月日 令和 4 年 7 月 1 3 日

申出の種類 売買。

指名あっせん委員は、津野委員、佐瀬委員、甲斐委員、小野寺委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号 1 について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第 5 3 号、内容 1 件は報告のとおり承認されました。

◎報告第 5 4 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 5。報告第 5 4 号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容 4 件を議題と致します。

番号 1 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第 5 4 号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり 4 件となっております。

番号 1

あっせん譲渡申出者 ●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 笛木委員

あっせん委員 佐藤松喜委員、平山委員

報告年月日 令和 4 年 4 月 2 7 日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第 1 回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第 2 回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団北海道農業公社が買取り、認定を受けた者の経営が安定するま

での間一時貸付けした後売渡すこととなりましたので、報告するものであります。

土地の所在 字上多和5-1

現況地目 畑

面積 44,328㎡他7筆。合計面積は388,525㎡。

価格 7,184,000円

一時貸付予定者 ●●●● ●●●●さん

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤 徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木 眞一君） 4番・笛木。

報告第54号番号1について報告致します。

令和4年4月21日に、佐藤松喜委員、平山委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。令和4年4月27日に弥栄国際交流センターにおいて、第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整しました。相手先は●●●●●●●●●●さんに決まりましたが、譲受人より、農地保有合理化事業の実施の要望がありましたので、公益財団法人北海道農業公社による買受となりました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2

あっせん譲渡申出者 ●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 高松委員

あっせん委員 高橋委員、澁谷委員、舟山委員

報告年月日 令和4年4月15日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関

係の調整を実施した結果、公益財団北海道農業公社が買取り、認定を受けた者の経営が安定するまでの間一時貸付けした後売渡すこととなりましたので、報告するものであります。

土地の所在 字オソツベツ 2 9 4 - 1

現況地目 畑

面積 52,283㎡。

価格 2,161,000円

一時貸付予定者 ●●●●さん

なお番号2につきましてはあっせん委員長であります高松委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤 徳市君） 1 1 番・高松君。

○1 1 番（高松 俊男君） 1 1 番・高松。

報告第5 4 号番号2について報告致します。

令和4年4月1 2 日に、高橋委員、澁谷委員、舟山委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。令和4年4月1 5 日に中オソツベツ集落改善センターにおいて、第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整したところ●●●●さんに決まりましたが、譲受人より、農地保有合理化事業の実施の要望がありましたので、公益財団法人北海道農業公社による買受となりました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、1 1 番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2は報告のとおり承認されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号3

あっせん譲渡申出者 ●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 渡邊委員

あっせん委員 笛木委員、嶋中委員

報告年月日 令和4年5月1 0 日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開

催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団北海道農業公社が買取り、認定を受けた者の経営が安定するまでの間一時貸付けた後売渡すこととなりましたので、報告するものであります。

土地の所在 字奥熊牛原野東1線14-1

現況地目 畑

面積 45,553㎡他2筆 合計面積は68,475㎡。

価格 4,268,000円

一時貸付予定者 ●●●●さん

なお番号3につきましてはあっせん委員長であります渡邊委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤 徳市君） 10番・渡邊君。

○10番（渡邊 裕義君） 10番・渡邊。

報告第54号番号3について報告致します。

令和4年4月27日に、笛木委員、嶋中委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。令和4年5月10日に磯分内酪農センターにおいて、第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整したところ、●●●●さんに決まりましたが、譲受人より、農地保有合理化事業の実施の要望がありましたので、公益財団法人北海道農業公社による買受となりました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、10番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3は報告のとおり承認されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号4

あっせん譲渡申出者 ●●●● ●●●●さん

あっせん委員長 嶋中委員

あっせん委員 渡邊委員、森田委員

報告年月日 令和4年7月12日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字栄 1 8 4 - 7

現況地目 畑

面積 18,584㎡他 1 4 筆 合計面積は297,320㎡。

価格 13,100,000円

譲受人 ●●●●さん

予定資金関係 自己資金

なお番号4につきましてはあっせん委員長であります嶋中委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤 徳市君） 5 番・嶋中君。

○5 番（嶋中 勝君） 5 番・嶋中。

報告第5 4 号番号4について報告致します。

令和4年7月12日に、渡邊委員、森田委員と私、事務局より大河原主任で第1回あっせん委員会を開催しました。

本件は、平成29年度に農地保有合理化事業により北海道農業公社さんの取得した農地を、●●●●さんが借り上げ、今年度公社より売渡を受ける案件となっております。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号4について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、5 番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第5 4 号、内容4件は報告のとおり承認されました。

◎報告第5 5 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。報告第5 5 号、農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて、内容1件を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第5 5 号について説明させていただきます。

農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて

農地法第4条の規定による農地等転用の許可申請があった下記の件について、申請者より許可申請の取下げがありましたので、報告するものであります。

申請者 ●●●● ●●●●さん

転用目的 搾乳牛舎、シートラグーン、ロール置き場

議案番号につきましては、令和4年6月27日議案第143号、番号2について審議された案件となっております。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第55号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎議案第146号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第146号、現況証明願について、内容4件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第146号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり4件となっております。

番号1。

土地の所在、字阿歴内原野北1線117-1。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、山林。

面積 27,740㎡他4筆 合計面積は78,737㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、津野委員、佐瀬委員、甲斐委員、小野寺委員。

調査年月日、令和4年7月14日。

なお、小野寺委員に調査を依頼しておりましたが、本日は欠席しておりますので、届いております調査報告をもとに代わりに事務局より報告させていただきます。

議案第146号、番号1について報告致します。

7月14日に津野委員、佐瀬委員、甲斐委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行いました。

配布資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地の現況は山林、雑種地、原野となっており、隣接農地とはっきり区分けされておりました。
以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で小野寺委員の代理報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、14番・小野寺君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

土地の所在、字西標茶76-5。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、山林。

面積 6,182㎡他6筆、合計面積は10,279㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、笛木員、嶋中委員、渡邊委員。

調査年月日、令和4年4月27日。

なお、調査結果につきましては、嶋中委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中です。

議案第146号、番号2について報告致します。

この件につきましては、あっせん案件で、令和4年4月27日に笛木委員、渡邊委員と私、事務局より大河原主任で現地調査をしてまいりました。

配布資料の3ページから5ページをご覧ください。

当該地の現況は、山林及び原野となっており、農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号3。

土地の所在、字上多和8-6。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、雑種地。

面積 859㎡他9筆 合計面積は43,463.03㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、佐藤松喜委員、笛木委員、平山委員。

調査年月日、令和4年4月21日。

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 4番・笛木君。

○4番(笛木 眞一君) 4番・笛木です。

議案第146号、番号3について報告致します。

この件につきましては、あっせん案件で、令和4年4月21日に佐藤松喜委員、平山委員と私、事務局より大河原主任で現地調査をいたしました。

配布資料の6ページから7ページをご覧ください。

当該地の現況は、雑種地、山林、原野となっており、農地・採草放牧地以外であることを確認いたしました。

以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあられました、4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号4。

土地の所在、字熊牛原野20線東24-4。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、原野。

面積 103㎡他5筆 合計面積は37,253㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、笛木委員、嶋中委員、渡邊委員。

調査年月日、令和4年4月27日。

なお、調査結果につきましては、渡邊委員より報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 10番・渡邊君。

○10番(渡邊 裕義君) 10番・渡邊です。

議案第146号、番号4について報告致します。

この件につきましては、あっせん案件で、令和4年4月27日に笛木委員、嶋中委員と私、事務局より大河原主任で現地調査をしてみました。

配布資料の8ページから9ページをご覧ください。

当該地の現況は、山林、原野となっており、農地・採草放牧地以外であることを確認してみました。

以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあられました、10番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

以上をもって、議案第146号、内容4件は原案可決されました。

◎議案第147号

○会長（佐藤徳市君） 日程第8。議案第147号、農業振興地域整備計画の変更について、内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君）はい。

議案第147号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

区分、用途区分変更。

地番、字虹別442番地8。

現況地目、畑。

面積、9,574㎡の内1,689.74㎡。

事業計画の名称、堆肥盤施設整備事業。

事業主体、●●●● ●●●●さん。

事業開始は、変更後。

事業の規模等、堆肥盤 242㎡。

土地所有者は、●●●●さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものである。

他法令の許認可の見通し、農地法4条申請中

土地選定の理由は、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、熊谷委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 8番・熊谷君。

○8番（熊谷英二君） 8番・熊谷です。

議案第147号、番号1について報告を致します。

7月15日に佐藤松喜委員、笛木委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。申請地は参考資料の10ページから12ページに記載されていますのでご覧いただきたいと思います。この案件は、虹別で営農する●●●●さんが、堆肥盤の整備を目的として、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

事業の規模については、妥当な面積であり、周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました8番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号2。

区分、用途区分変更。

地番、字虹別464番地1。

現況地目、畑。

面積、143,931㎡の内1,760.74㎡。

事業計画の名称、貯留槽施設整備事業。

事業主体、●●●● ●●●●さん。

事業開始は、変更後。

事業の規模等、貯留槽 810㎡。

土地所有者は、●●●●さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものである。

他法令の許認可の見通し、農地法4条申請中

土地選定の理由は、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、熊谷委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 8番・熊谷君。

○8番(熊谷英二君) 8番・熊谷です。

議案第147号、番号2について報告を致します。

7月15日に佐藤松喜委員、笛木委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。申請地は参考資料の13ページから16ページに記載されていますのでご覧いただきたいと思っております。この案件は、虹別で営農する●●●●さんが、貯留槽の整備を目的として、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

事業の規模については、妥当な面積であり、周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました8番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号3。

区分、用途区分変更。

地番、字阿歴内原野基線127番地2。

現況地目、畑。

面積、32,205㎡の内12,542.29㎡他1筆、合計面積は14,300.29㎡。

事業計画の名称、畜舎・パドック整備事業。

事業主体、●●●● ●●●●さん。

事業開始は、変更後。

事業の規模等、畜舎 751.68㎡、パドック 6,229.35㎡。

土地所有者は、●●●●さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものである。

他法令の許認可の見通し、農地法4条申請中

土地選定の理由は、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、佐瀬委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 7番・佐瀬君。

○7番(佐瀬日出夫君) 7番・佐瀬です。

議案第147号、番号3について報告を致します。

7月14日に津野委員、甲斐委員、小野寺委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。申請地は参考資料の17ページから22ページに記載されていますのでご覧いただきたいと思っております。この案件は、阿歴内で営農予定の●●●●さんが、畜舎の建設を目的として、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

事業の規模については、妥当な面積であり、周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました7番・佐瀬

君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

以上をもって、議案第147号、内容4件は原案可決されました。

◎議案第148号

○会長(佐藤徳市君) 日程第9。議案第148号、農地法第4条の規定による許可申請について、内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

議案第148号について説明させていただきます。

農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による農地転用の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり3件であります。

番号1。

転用者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、宇虹別442-8の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、1,689.74㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

転用目的、堆肥盤施設整備事業。

転用計画内容は、期間、許可日の日から永久。

堆肥盤、242㎡。

作業スペース、1,447.74㎡。

調査委員については、佐藤松喜委員、笛木委員、熊谷委員。

調査結果につきましては熊谷委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 8番・熊谷君。

○8番(熊谷英二君) 8番・熊谷です。

議案第148号、番号1について報告致します。

7月15日に佐藤松喜委員、笛木委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりま

した。申請地は参考資料の10ページから12ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は虹別で営農する●●●●さんで、堆肥盤を建設のため農地の永久転用を申請するものです。詳細については、記載のとおりと確認しており、実効性、信用力については転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断いたします。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められず、今後も営農を続けるうえで必要なものである事から、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました8番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

転用者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字虹別464-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、2,062.34㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

転用目的、貯留槽施設整備事業。

転用計画内容は、期間、許可日の日から永久。

貯留槽 783.77㎡、作業スペース1,271.27㎡。

調査委員については、佐藤松喜委員、笛木委員、熊谷委員。

調査結果につきましては熊谷委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 8番・熊谷君。

○8番（熊谷英二君） 8番・熊谷です。

議案第148号、番号2について報告致します。

7月15日に佐藤松喜委員、笛木委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の13ページから16ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は虹別で営農する●●●●さんで、貯留槽を建設のため農地の永久転用を申請するものです。

詳細については、記載のとおりと確認しており、実効性、信用力については転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断いたします。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められず、今後も営農を続けるうえで必要なものであることから、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 8 番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 2 については原案可決されました。

続いて番号 3 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号 3。

転用者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内原野基線 1 2 7 - 2 の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、12,542.29㎡他 1 筆 合計面積は14,300.29㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

転用目的、畜舎・パドック整備事業。

転用計画内容は、期間、許可日の日から永久。

畜舎 751.68㎡、パドック 6,229.35㎡ 作業スペース 7,319.26㎡。

調査委員については、佐瀬委員、津野委員、甲斐委員、小野寺委員。

調査結果につきましては佐瀬委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 7 番・佐瀬君。

○7 番（佐瀬日出夫君） 7 番・佐瀬です。

議案第 1 4 8 号、番号 3 について報告致します。

7 月 1 4 日に津野委員、甲斐委員、小野寺委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。申請地は参考資料の 1 7 ページから 2 2 ページに記載されていますのでご覧ください。申請者は阿歴内で営農する●●●●さんで、畜舎の建設のため農地の永久転用を申請するものです。

詳細については、記載のとおりと確認しており、実効性、信用力については転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断いたします。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められず、今後も営農を続けるうえで必要なものである事か

ら、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました7番・佐瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第148号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第149号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第149号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第149号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件であります。

番号1。

所有者、●●●● ●●●●さん。

転用者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字チャンベツ原野138-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、5,332.91㎡他1筆 合計面積は19,967.04㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借

転用目的は、山砂採取となっております。

転用計画内容、期間、許可日の日から3年間。

掘削地 15,382.32㎡。

表土堆積場 3,514.49㎡。

搬出路 80㎡。

保安区域、990.23㎡。

採取量 36,138㎡。

調査委員は、津野委員、佐瀬委員、甲斐委員、小野寺委員。

調査結果につきましては甲斐委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐 やす子君） 12番・甲斐。

議案第149号、番号1について報告致します。

7日14日に津野委員、佐瀬委員、小野寺委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行いました。申請地は、参考資料の23ページから26ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は借主の●●●●さんで、貸主の●●●●さんの土地で火山灰土採取を目的とした一時転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。

実効性、信用力については転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断いたします。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、この農地から火山灰土採取という限定的な目的で、代替地もなく、一時転用ということから、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第149号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第150号

○会長（佐藤徳市君） 日程第11。議案第150号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容16件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号6まで内容6件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号6まで内容6件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第150号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり16件となっております。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん

土地の所在、字西標茶151-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、52,498㎡他15筆、合計面積は、462,007㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期は、令和4年7月29日。

対価の支払期限は、令和4年9月14日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、13,822,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号2から番号6までにつきましては、利用権設定等を受ける者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん

土地の所在、字虹別原野27-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、48,889㎡他18筆、合計面積は、505,069.72㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び施設用地。

価格、32,935,000円。

番号3。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん

土地の所在、字熊牛原野20線東24-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、23,299㎡他28筆、合計面積は、408,112㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格、17,111,000円。

番号4。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん

土地の所在、字奥熊牛原野東1線14-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、45,553㎡他2筆、合計面積は、68,475㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格、4,268,000円。

番号5。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん

土地の所在、字オソツベツ294-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、52,283㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

価格、2,161,000円。

番号6。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん

土地の所在、字上多和5-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、44,328㎡他7筆、合計面積は、388,525㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格、7,184,000円。

なお、番号1から番号6につきましては、あっせん案件でありますので、あらためての調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号6まで内容6件については原案可決されました。

続いて番号7を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字栄184-7。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、18,584㎡ほか14筆 合計面積は、297,320㎡

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和4年7月29日

対価の支払期限 令和4年8月29日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、13,100,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号1につきましては、あっせん案件でありますので、あらためての調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7については原案可決されました。

続いて番号8を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号8。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野292-1の内。

地目、登記簿 牧場、現況 畑。

面積、8,000㎡ほか2筆、合計面積44,058㎡。

利用権設定等の種類、賃貸借の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和4年7月29日から令和9年7月28日まで。

土地の引渡時期、令和4年7月29日。

金額、年間140,800円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号8につきましては笛木委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木 眞一君） 4番・笛木です。

議案第150号、番号8について報告致します。

事務局より調査依頼があり、7月15日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により、農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8については原案可決されました。

続いて番号9を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号9。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字雷別16-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、35,3115㎡ほか3筆 合計面積は、57,313㎡

利用権設定等の種類、賃貸権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和4年7月29日から令和9年7月28日まで。

土地の引渡時期、令和4年7月29日。

金額、年間75,000円。

支払方法、毎年10月末日まで指定口座振込みとなっております。

なお、番号9につきましては甲斐委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐 やす子君） 12番・甲斐です。

議案第150号、番号9について報告致します。

事務局より調査依頼があり、7月21日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の要望により、農地を貸付け、
借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号9については原案可決されました。

続いて番号10を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号10。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん。

利用権の設定等をする者、標●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字クチョロ原野北26線東21-2の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、7,000㎡ほか3筆 合計面積は、42,211㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和4年8月2日から令和9年8月1日まで。

土地の引渡時期、令和4年8月2日。

金額、年間126,600円。

支払方法、毎年10月末日まで指定口座振込みとなっております。

なお、番号10につきましては澁谷委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 9番・澁谷君。

○9番（澁谷 洋君） 9番・澁谷です。

議案第150号、番号10について報告致します。

事務局より調査依頼があり、7月17日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の要望により、農地を貸付け、

借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました9番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号10については原案可決されました。

続いて番号11を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号11。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野75-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、44,460㎡ほか2筆 合計面積は、131,065㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和4年7月29日から令和14年7月28日まで。

土地の引渡時期、令和4年7月29日。

金額、年間419,400円。

支払方法、毎年11月末日まで指定口座振込みとなっております。

なお、番号11につきましては佐藤松喜委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1番・佐藤君。

○1番（佐藤松喜君） 1番・佐藤です。

議案第150号、番号11について報告致します。

事務局より調査依頼があり、7月15日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の要望により、農地を貸付け、

借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました1番・佐藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号11については原案可決されました。

続いて番号12を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号12。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字標茶82-1。

地目、登記簿 山林、現況 畑。

面積、360,760㎡ほか16筆 合計面積は、916,956㎡

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和4年7月29日から令和14年7月28日まで。

土地の引渡時期、令和4年7月29日。

金額、無償となっております。

なお、番号12につきましては平山委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 13番・平山君。

○13番（平山正志君） 13番・平山です。

議案第150号、番号12について報告致します。

事務局より調査依頼があり、7月20日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は新規の使用貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、後継者へ農地を貸付け、

借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号12については原案可決されました。

続いて番号13を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号13。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字雷別54-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、35,980㎡ほか27筆 合計面積は、751,819㎡

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和4年7月29日から令和14年7月28日まで。

土地の引渡時期、令和4年7月29日。

金額、無償となっております。

なお、番号13につきましては甲斐委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐 やす子君） 12番・甲斐です。

議案第150号、番号13について報告致します。

事務局より調査依頼があり、7月21日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は新規の使用貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、後継者へ農地を貸付け、

借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号13については原案可決されました。

続いて番号14を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

番号14。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、宇西熊牛原野22-3。

地目、登記簿 原野、現況 畑。

面積、4,432㎡ほか25筆 合計面積は、463,331㎡

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和4年7月29日から令和14年7月28日まで。

土地の引渡時期、令和4年7月29日。

金額、無償となっております。

なお、番号14につきましては嶋中委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 5番・嶋中君。

○5番(嶋中 勝君) 5番・嶋中です。

議案第150号、番号14について報告致します。

事務局より調査依頼があり、7月16日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は新規の使用貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、後継者へ農地を貸付け、

借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号14については原案可決されました。

続いて番号15を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

番号15。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字栄61-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、6,395㎡ほか16筆 合計面積は、341,551㎡

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和4年7月29日から令和14年7月28日まで。

土地の引渡時期、令和4年7月29日。

金額、無償となっております。

なお、番号15につきましては森田委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 15番・森田君。

○15番(森田 享子君) 15番・森田です。

議案第150号、番号15について報告致します。

事務局より調査依頼があり、7月15日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は新規の使用貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、後継者へ農地を貸付け、

借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました15番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号15については原案可決されました。

続いて番号16を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号16。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、宇虹別原野369-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、37,292㎡ほか6筆 合計面積は、279,453㎡

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間、令和4年7月29日から令和14年7月28日まで。

土地の引渡時期、令和4年7月29日。

金額、無償となっております。

なお、番号16につきましては笛木委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木 眞一君） 4番・笛木です。

議案第150号、番号16について報告致します。

事務局より調査依頼があり、7月15日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は新規の使用貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●●さんは、後継者へ農地を貸付け、

借主の●●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号16については原案可決されました。

以上をもって、議案150号、内容16件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤 徳市君） これをもちまして、第26回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第26回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前11時14分閉会）